

# ～ 子どもとともにつくる地域の子どもの居場所 ～

## 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（概要版）



### 背景

- 昨年4月に施行されたこども基本法では、「こどもの意見表明」や「こどもにとっての最善の利益」、「こども参加」など子どもの権利が基本理念として打ち出された。
- 全ての子どもにとって、子どもの権利擁護が図られ、権利を実感することができる場として、「居場所」を持つことはとても重要であり、子どものニーズに応じた多様な居場所を充実させていくため、「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和5年12月に閣議決定された。

### 国の「こどもの居場所づくりに関する指針」

「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するという理念のもと、こどもの権利を基盤とした居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点が示されているほか、各自治体に対し、自治体こども計画の中にこどもの居場所づくりを位置づけ、計画的に推進していくことを求めている。

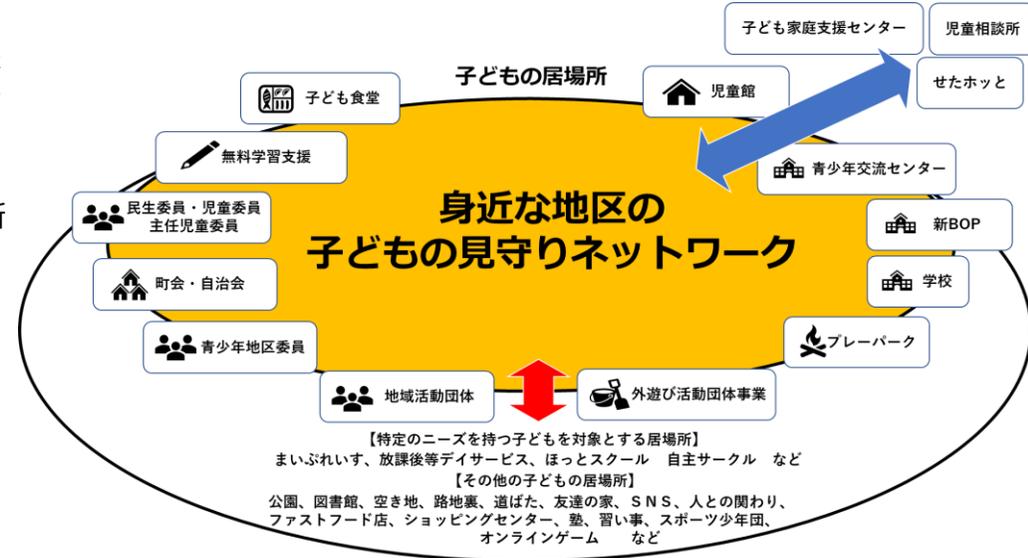
#### 1. 4つの基本的な視点に共通する事項

- ・ こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ・ こどもの権利の擁護
- ・ 官民の連携・協働

#### 2. こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点

- ① 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる～
- ② 「つなぐ」～こどもが居場所につながる～
- ③ 「みがく」～こどもにとって、よりよい居場所となる～
- ④ 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

### 区内における子どもの居場所の現状



### 課題

- 今後は、日常の場面において意見表明や参加、最善の利益といった子どもの権利を全ての子どもが実感できる「子どもの権利の拠点」の充実が重要であり、官民間問わず区内の全ての子どもの居場所が連携し、居場所全体の質の向上を図っていく必要がある。
- 連携や質の向上に欠かせないのは、全体を調整するコーディネート機能の役割である。世田谷区においては、現在、地域の関係団体と連携・協力し、子どもの見守りネットワークの構築に中心となって取り組んでいる児童館が、コーディネート機能を担っていくことが期待される。

# 子どもが求める居場所について

区内の子どもを対象に、子どもが直面している現状や居場所とを感じる場所として求められる要素等の実態把握を目的としたインターネット調査（量的調査）及び対面によるインタビュー調査（質的調査）を実施

## 子どもを取り巻く状況

- 小学生、中学生・高校生世代のいずれも塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がない。 
- 子ども自身の行動範囲の中に他の居場所がないことのほか、居場所の情報を把握しづらい。
- 新たな居場所を把握したとしても、その場所が安全かどうかについて、子ども自身が判断するための材料や情報を伝える大人の存在が不足している。など

## 居場所に求める要素

空間的要素	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自分の家のようにゆっくりしたり、好きなことができる空間</li><li>● 【小学生】屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペース </li><li>● 【中高生】大人や小学生、乳幼児がいない自分たちだけの空間／お金がかからない空間／自習スペース／部活やご飯を食べた後にも利用できるよう遅くまで開いている。 </li></ul>
物的要素	<ul style="list-style-type: none"><li>● お菓子を含めた食べ物や飲み物</li><li>● ゲームや学校の宿題をするためのWi-Fiやコンセント</li><li>● ゆっくりできるクッションやベッド </li></ul>
人的要素	<ul style="list-style-type: none"><li>● 意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人</li></ul>

## 子どもたちの声から浮き彫りとなった課題

### ① 遊び場をはじめとした居場所の不足

- 子どもの行動範囲の中で、子どものニーズに対応した遊び場や居場所が不足。
- 子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の情報が子ども自身に十分に伝わっていない。

### ② 子どもの声を反映する居場所運営

- 居場所によって、子どもの声を聴く文化に差がある。

### ③ 子どものニーズを捉えた環境づくり

- 現在運営する居場所において、子どものニーズに十分に答えられていないところがある。

### ④ 居場所間の連携

- 子ども自身が様々な居場所を選択できるよう、居場所間の日常的な連携を深め、顔の見える関係や互いに紹介し合える信頼関係を構築していく必要がある。

### ⑤ 居場所全体の質の向上

- 子どもが権利を実感できる場としての居場所共通の理念の浸透やスタッフのスキルアップを図り、地域の居場所全体で質の向上を図っていく必要がある。



# 子どもの権利の拠点づくりに向けた提言①



## (1) 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについて

### ①子どもの権利の拠点づくりに向けた共通理念の策定

「子どもの権利の拠点における共通理念」を策定し、本理念の共有がそのまま子どもの権利を実感できる居場所運営につながるよう取り組む必要がある。

#### 【子どもの視点から】

- ・子どもが遊んだり、くつろいだり、自由に過ごすことができる。
- ・子どもが安心して自分らしくいられる。
- ・子どもが思ったり、感じたことを言うことができる。
- ・子どもがやってみたいと思うことを応援してもらえる。
- ・子どもが信頼できる人、味方と感じる人と会うことができる。
- ・子どもがその時のニーズに合わせて居場所を選択できる。
- ・子どもが子どもの権利を知ることができ、権利を行使できる。

#### 子どもの権利の拠点における共通理念

#### 【居場所運営の視点から】

- ・子どもの声を聴き、対話を大切にし、子どもと共に居場所をつくることを目指す。
- ・声にならない、言葉にできない声にも寄り添い、受け止める。
- ・子ども自身が意見を言いやすい環境をつくることを目指す。
- ・子どもの気持ちを大切にしながら、子どもと一緒に何が最善か考える。
- ・全ての子どもにとって、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、安心・安全に過ごすことができる場を目指す。
- ・他の居場所と連携して、地域の中で共に居場所づくりに取り組むことを目指す。
- ・子どもの権利を理解し、保障する。

### ②居場所間の顔の見える関係づくり

居場所間で、相互の居場所の取組みや雰囲気、スタッフの人物などを十分に把握し、子どもに対して他の居場所を自信を持って紹介し合う状況を作り出していく必要がある。

### ③地域の居場所全体の質の向上に向けた知識やスキルの共有

子どもの声を聴き、地域や社会に反映していく力や、見守りや遊びを通じた気づき、中高生世代との関わり、子育て経験者のノウハウなど日常の子どもとの関わりの中で活用できる知識やスキルを居場所間において共有し、地域の居場所全体の質の向上に取り組んでいく必要がある。

### 地域・地区の 子どもの 居場所全体



### ④子どもの権利の理解と発信

各居場所に携わる大人が、運営の基盤となる子どもの権利について理解を深め、意識を高めていく必要がある。その中で、権利侵害が起こらないためのチェックや振り返りを実践することなどが求められる。

### ⑤災害時における子どもの居場所の確保に関する検討

災害などの非常時にこそ、子どもの声を聴き子どもの権利を守る居場所が必要である。

平時から災害時等の子どもの遊び場や居場所の確保について、実態把握や検討を行うこと、避難所設営においても実効性のある子どもの居場所を組み込むことなどが求められる。

### ⑥子どもの権利の拠点づくりを評価・検証する仕組みづくり

子どもの居場所の質的・量的な充実を図っていくためには、まずは実態把握に取り組んでいくことが重要である。その上で、子どもの権利の拠点づくりの取組みを子どもの声からの視点などを踏まえて定期的に評価・検証していく必要がある。

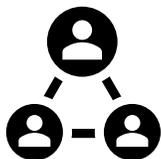
# 子どもの権利の拠点づくりに向けた提言②

## (2) 児童館の役割について

### ①子どもの権利の拠点づくりの中核としての コーディネート機能の拡充

子どもの権利の拠点づくりを実効性のあるものとして実現していくためには、主体的に子どもと居場所または居場所間の橋渡しとなる役割が鍵である。区の責務として区内の全児童館がその役割を担い、居場所全体の連携強化や質の向上に向けたコーディネートの一環の取組みを拡充していく必要がある。

- ア) 身近な地域・地区の子どもの居場所の情報把握及び発信
- イ) 地域・地区における子どもの居場所との協力関係の構築
- ウ) 地域・地区の居場所の担い手を集めた情報連絡会の開催や学習機会の提供



### ②子どもの権利の拠点づくりの中核を担うための 児童館運営の強化

児童館自身が子どもの居場所の一つとして、これまでの取組みを子どもの権利の視点で振り返り、さらなる充実に向けて取り組んでいく必要がある。

- ア) 子どもの声を反映する取組みの強化
- イ) 子どもが居場所につながりやすくなるための取組みの拡充  
「食」をはじめとしたプログラムの実施や中学生・高校生世代の現状を踏まえた開館時間の延長を行うなどの取組みを強化する必要がある。
- ウ) 児童館職員の行動規範・指針の策定  
全館共通の考え方のもとで子どもの権利を基盤とした運営や人材育成を一層充実していくことが求められる。
- エ) 災害時における児童館の役割の再検討  
区として災害時における遊び場や居場所の確保のため、児童館役割や配置方法などについて再検討を行う必要がある。
- オ) 児童館における人員体制の強化



## 子どもの権利の拠点づくりに向けたネットワーク図

